

平成23年6月14日
(照会先)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)
リスク・コンプライアンス部長 寺沢 徹
(電話直通 03-5344-1112)
厚生年金保険部長 坂東正啓
(電話直通 03-6892-0765)

報道関係者 各位

姫路年金事務所職員の懲戒解雇について

「姫路年金事務所職員による滞納保険料等の横領について」は、去る4月15日に公表しましたが、本日、当該職員を懲戒解雇するとともに、滞納保険料等の横領容疑で告訴・告発しました。また、管理監督者の処分も行いました。

このような事態が生じたことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

当機構としましては、捜査には全面的に協力してまいります。

また、今般の不祥事を重く受け止め、再発防止に取り組み、皆様からの信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

なお、先の公表時には平成21年2月頃から、事業所から領収した現金を一時的に流用していたことについては調査中でしたが、その後の調査結果等は別添のとおりとなりました。

○ 職員

所 属 ; 姫路年金事務所厚生年金徴収課

年 齢 ; 42歳(解雇時)

制裁内容 ; 懲戒解雇

○ 管理監督者

所 属 ; 姫路年金事務所

役 職 ; 前 厚生年金徴収課長 (現 近畿ブロック本部管理部付)

制裁内容 ; 停職(3日)

役 職 ; 前 所長 (現 近畿ブロック本部管理部付)

制裁内容 ; 戒告

役 職 ; 副所長

制裁内容 ; 戒告

別 添

○ 職員による滞納保険料等の横領額

① 4月15日に公表した横領額

平成22年2月～平成23年3月 6事業所 14件 114万円

② 一時的に流用した金額

平成21年2月～平成22年5月 8事業所 17件 149万4,843円

(注) 事業所数は全数では11事業所ですが、1つの事業所が①及び②のケースに該当している場合があります。

○ 管理監督者の責任

厚生年金 ； 直属の上司として、現金領収した際の現金とその証拠書類との確認手続きや、領収証書を管理する証書等受払簿の日々の確認を行っていませんでした。

所 長 ； 領収証書を管理する証書等受払簿の日々の確認を行っていませんでした。また、現金取扱いのチェックの仕組みが機能していないことについての認識を持っていませんでした。

副 所 長 ； 領収証書を管理する証書等受払簿の日々の確認を行っていませんでした。また、年次での現金領収の検査が不十分でした。

○ 再発防止策

- ・本年5月19日に機構の全職員に対して横領事件の再発防止を指示するとともに、5月21日に開催した全ての年金事務所長を招集した会議で、この指示の周知徹底を図りました。
- ・年金事務所において現金収納が適切に行われていることを確認するため、4月18日に全ての年金事務所を対象として自主点検を開始するとともに、監査部による特別監査を5月18日から開始しました。
- ・現金取扱いの確認手続や決裁手続きについて、不正防止の観点から見直しを進めております。